

後期高齢者医療制度



問い合わせ 保険医療助成課 ☎229-3285 FAX229-5001

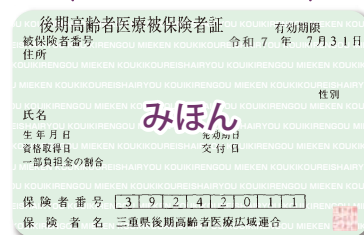
・・・8月1日から被保険者証(保険証)が若草色に変わります・・・

後期高齢者医療制度では、被保険者には保険証が1人に1枚交付されます。保険証は7月中に三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留で送付されます。現在使っているピンク色の保険証は、8月1日以降、保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

対象となる人

- 75歳以上(生活保護受給者は除く)
- 65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請により認定を受けた人

8月から若草色に



・・・保険料について・・・

保険料の決定通知書を送付

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人一人が納めます。7月中旬に、令和6年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

6月以降の年度途中で75歳を迎えて後期高齢者医療制度の資格を取得した人は、原則として資格取得日の翌月もしくは翌々月に送付します。



保険料の減免・徴収猶予

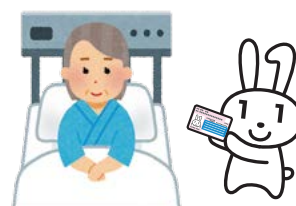
災害に遭った場合や、生活困窮により保険料の納付が著しく困難な人(おおむね生活保護の基準に準じる)は、申請することで保険料の減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

詳しくは、保険医療助成課(減免…後期高齢者医療担当☎229-3285、徴収猶予…保険担当☎229-3161)、または各総合支所市民福祉課(市民課)にご相談ください。

・・・「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新・・・

現在認定証の交付を受けている人で、所得や世帯状況に変更がなく今年度も対象となる場合、自動更新により7月末に認定証を送付します。

なお、マイナ保険証をお持ちの人は、オンライン資格確認を導入している医療機関等の窓口での情報提供の同意により、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。



自己負担金無料(年1回)

後期高齢者健康診査

健康管理と生活習慣病などの早期発見のために、ぜひ受診しましょう。

対象 令和6年8月31日までに三重県後期高齢者医療制度に加入しており、受診日時点で被保険者である人

費用 年1回のみ無料、2回目以降は全額自己負担 ※健診結果により治療や精密検査が必要となった場合は、料金が別途必要

受診方法 市内の協力医療機関による個別健診ま

たは集団健診を予約 ※いずれか1回

受診期間 7月～11月

受診券送付スケジュール

4月30日現在、被保険者である人	6月下旬 (発送済み)
昭和24年5月～7月生まれの人 5月・6月に被保険者になった人	8月中旬
昭和24年8月生まれの人 7月・8月に被保険者になる人	9月中旬